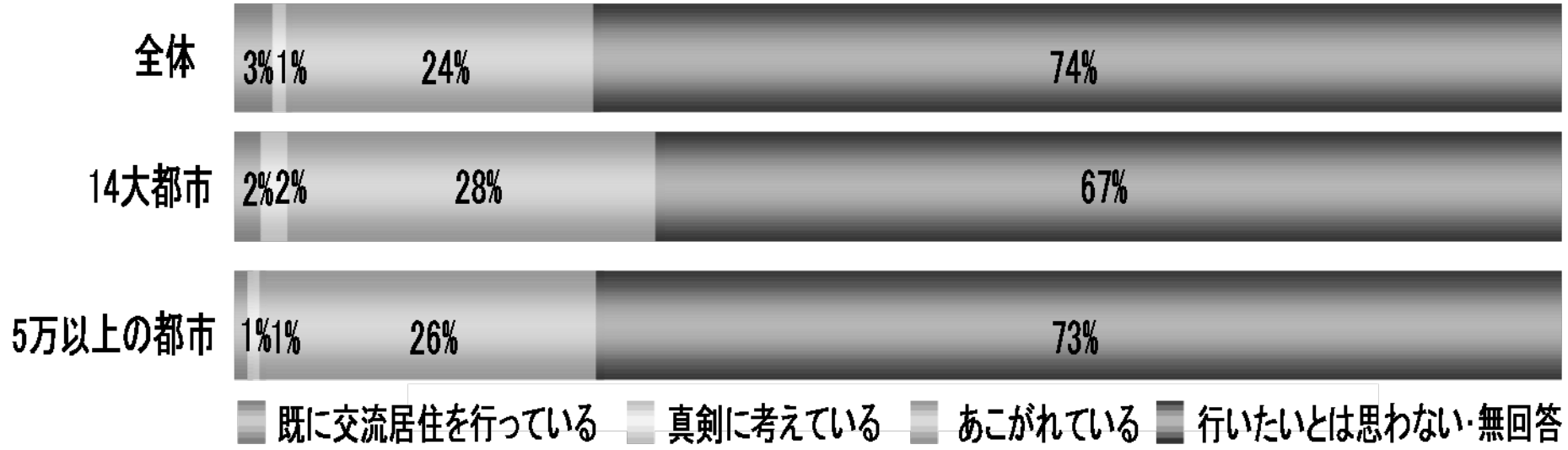


移住・交流 関係資料

都市住民のニーズ(その1)

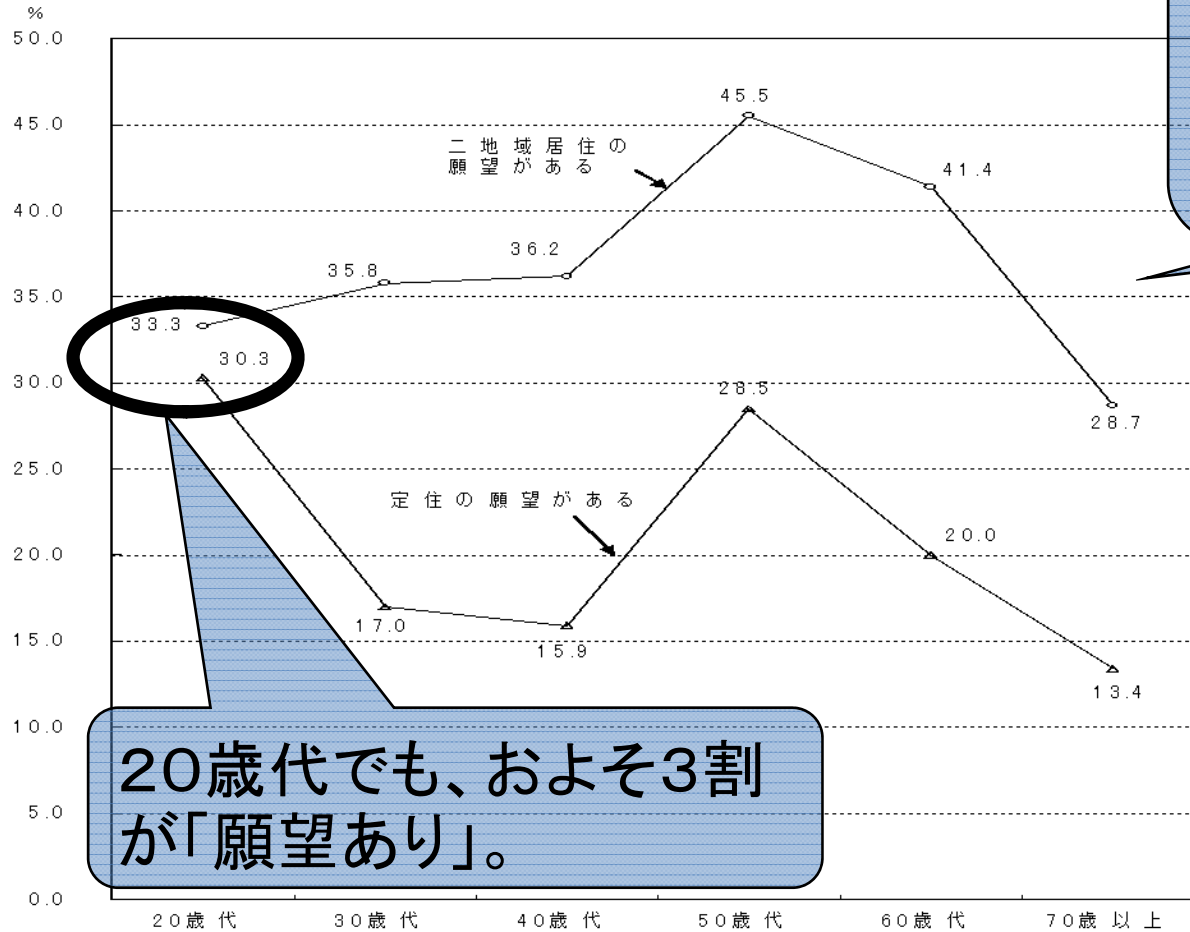


交流居住を「行っている」、「真剣に考えている」、「あこがれている」が約3割。

出典:総務省「交流居住の時代～過疎地域における交流居住にむけたニーズ分析に関する調査」(H17.3)
この調査における「交流居住」とは、都市住民が都会の住居のほかに自然豊かな地域に居住拠点をもち、双方の地域を行き交うことである。(調査報告書序章より)

都市住民のニーズ(その2)

都市と農山漁村の共生・対流に関する意識(年代別男女計)



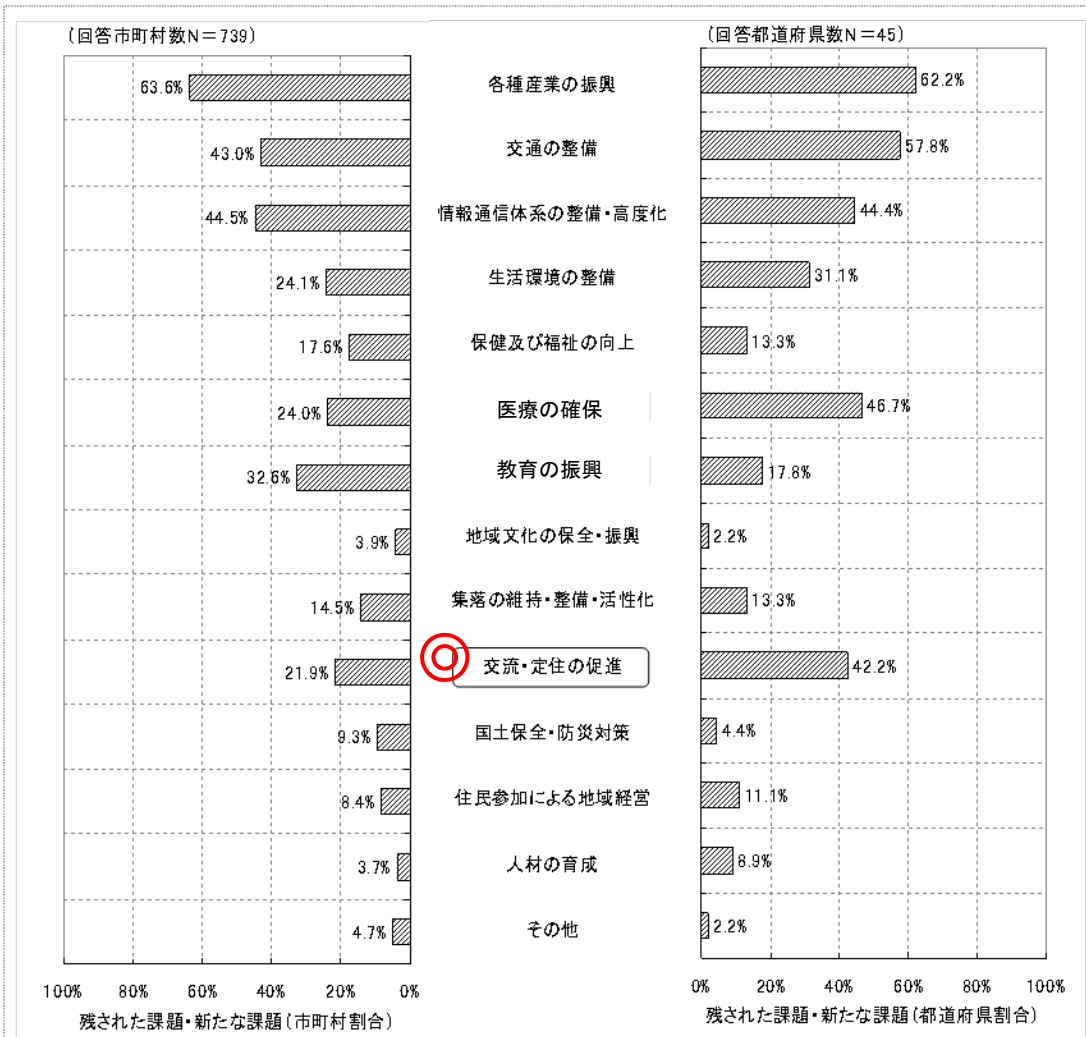
農山漁村への二地域居住願望、定住願望には、相当の割合がある。

20歳代でも、およそ3割が「願望あり」。

(注) 二地域居住、定住の願望は「都市地域」に居住しているとする者975人に聞いたもの。

過疎地域に残された課題・新たな課題 (過疎関係市町村・都道府県の認識)

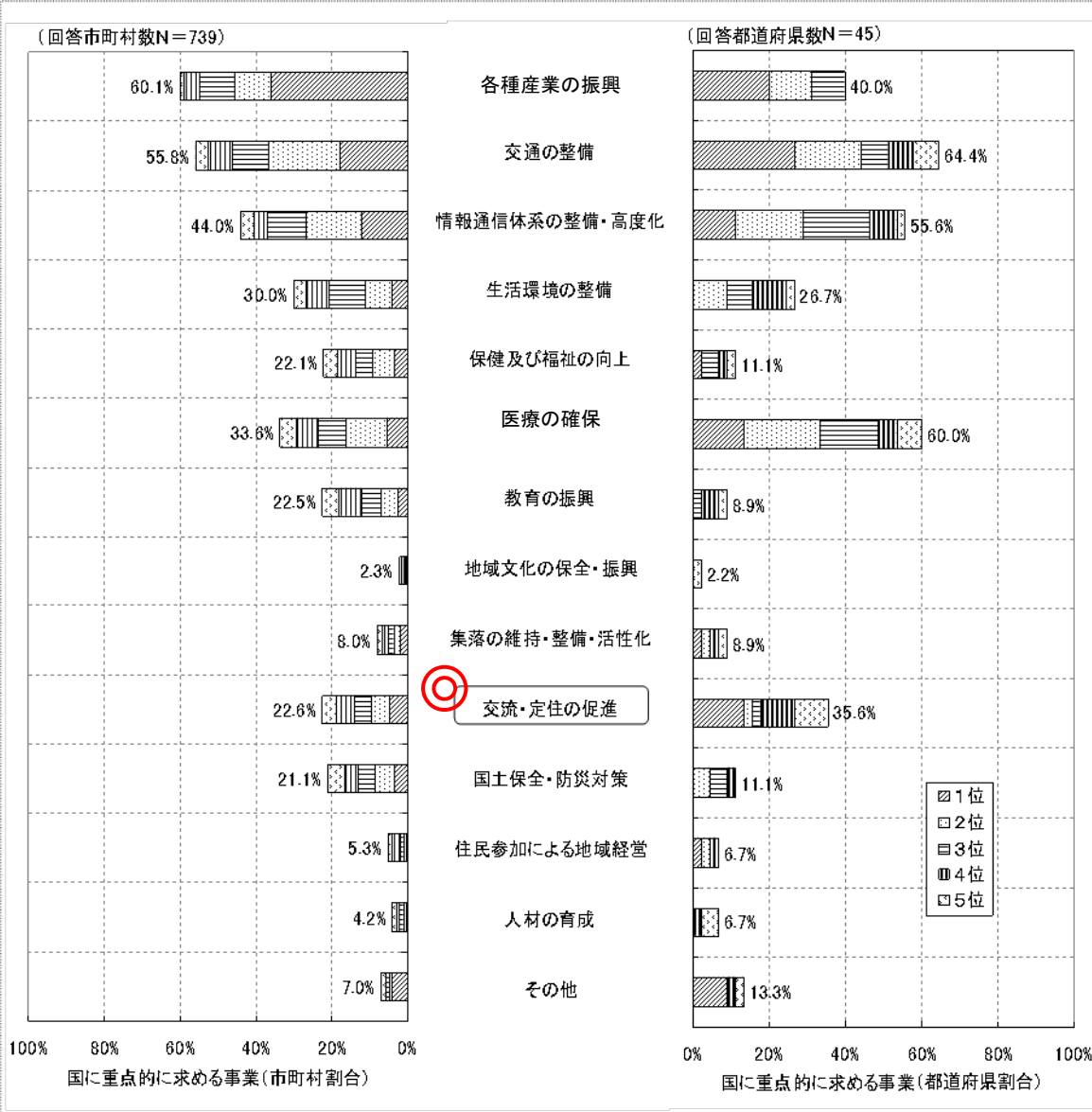
- 都道府県は、4割以上が「交流・定住の促進」について課題ととらえている。
- 過疎関係市町村は、2割以上が「交流・定住の促進」を課題ととらえている。



※備考 過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書(平成19年3月総務省過疎対策室)

過疎関係市町村・都道府県が国に求める支援

- 過疎関係市町村では、「交流・定住の促進」についての比率が高くなっている。
- また、都道府県においても、「交流・定住の促進」についての比率が高くなっている。これは都道府県が広域的課題として取り組む分野であり、国へ支援を求める意見が多くなったものと考えられる。



※備考 過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書(平成19年3月総務省過疎対策室)

交流・定住の促進による効果

経済的効果

- ・ 空地、空き家等の有効活用（売却利益、賃貸料の発生）
- ・ 新居の建築、リフォームに伴う建築業者への発注
- ・ 建築資材や家財の地元購入
- ・ 地域消費の増加（滞在時の消費と都市生活用の地元製品の購入）
- ・ 消費の拡大に伴う雇用の発生の可能性
- ・ インフラ整備の促進
- ・ 農産物等の新たな販路の可能性

社会的効果

- ・ 滞在人口の増加がもたらす活気
- ・ 地域の構成人員の多様性
- ・ 将来の定住に繋がる可能性
- ・ 地域文化の継承
- ・ 国土の保全（美しい田園景観、魅力ある田舎の創造）
- ・ 地域環境の再確認（都市住民の評価によって確認する）
- ・ 交流活動がもたらす生き甲斐（高齢者等）
- ・ 都市住民への情報発信（地域のイメージアップ、観光客の誘致等）
- ・ 都市住民の多様なニーズの把握

教育的効果

- ・ 都市住民からの刺激による啓発
- ・ 地域文化の向上

心理的効果

- ・ 都市住民への農林業、漁業や地方での生活への理解の普及
- ・ 異なった意識・価値観を有する者との付き合いによる住民意識の刺激、活性化

その他の効果

- ・ 人脈の拡大
- ・ 文化交流の活性化

自治体の「移住による経済波及効果」試算

(参考)

自治体名	経済波及効果	医療費などの 公的負担	推計 期間	前提条件
1. 北海道 ()内は、最初の3 年間だけの効果	約5,700億円 (約800億円)	約1,200億円 (約55億円)	2007年 ↓ 2036年	2007年～2009年の3年間で計3,000世帯(毎年1,000世帯) 高齢者無職世帯が60歳で移住する (平均余命(60歳時点)男性:22.21年、女性:27.47年)
2. 和歌山県	約730億円	約150億円	2007年 ↓ 2036年	2007年～2009年の3年間で計500世帯(1,000人)の無職の団塊の世代が60歳で移住する (平均余命(60歳時点)男性:22.17年、女性:27.47年)
3. 岩手県	約5,600億円	約330億円 (県・市町村公的負担のみ試算)	2007年 ↓ 2036年	2007年～2016年の10年間で計5,000世帯(1万人)が移住する (60歳で移住し、85歳で死亡(26年間居住))
4. 徳島県	最大 約1,205億円 最小 約513億円	最大 約131億円 最小 約56億円	2007年 ↓ 2036年	団塊世代の最大1,184世帯(最小502世帯)が60～65歳で移住する(平均余命は、移住後の各年齢別に算定)
5. 茨城県	約552億円 (移住分:約266億円、 交流・二地域居住分: 約286億円)	約12億円	2007年 ↓ 2036年	2007年から3年間に、計350世帯の60歳夫婦が週二日間を過ごす交流・二地域居住を開始し、10年後、その半数が移住する 同じく3年間に、計150世帯の60歳夫婦が移住する(毎年1/3ずつ)

福島県金山町の取組み事例

- 1 広報宣伝・PR・都市住民との出会いの場
 - ①「ふるさと回帰フェア」への出展
 - ②総務省サイト「交流居住のススメ」の活用
 - ③県事業との連携
- 2 きめ細かな相談・サポートの実施
 - ①役場職員による相談受け
 - ②現地見学の実施(役場職員が案内)
 - ・交通、教育、医療、福祉、自然、レジャーなど
 - ③物件案内、譲渡交渉
 - ④移住準備、行政区長・ご近所挨拶などのサポート
 - ⑤UIターンの先輩との面談セット
 - ⑥生活面アドバイス、集落行事へのご紹介など

- ### 案内後の状況 (平成18年4月～平成19年9月14日)
- (移住・定住)
- ・上大牧地区にMさん夫妻(埼玉県さいたま市)が移住(定住) H18. 10. 2
 - ・上大牧地区にSさん夫妻(東京都町田市)が移住(定住) H19. 4. 18
 - ・太郎布地区にYさん夫妻が1年間の田舎暮らし体験スタート H19. 5. 24
 - ・上横田地区にFさん(単身)が移住(定住) H19. 5. 25
 - ・川口地区にIさんご家族(夫婦、子供2人)が移住(定住) H19. 7. 27
- (進行中)
- ・Sさんご夫妻(東京都杉並区)が取得可能な土地を町内で求めている(1人)
- (検討中)
- ・平成19年以降に金山町内へのIターン(定住住)希望者 6組・11人

UIターン希望者の現地案内の状況

(平成18年4月～平成19年9月14日)

平成18年		平成19年	
4月	1組～ 2人	1月	1組～ 1人
6月	1組～ 2人	2月	1組～ 1人
9月	5組～ 9人	3月	1組～ 2人
10月	4組～ 10人	4月	1組～ 1人
11月	3組～ 7人	5月	1組～ 2人
12月	1組～ 1人	6月	1組～ 2人
		7月	2組～ 4人
		8月	1組～ 2人
		9月	1組～ 2人

延べ 25組 47人
(実人数 16組34人)

遠野スタイルの交流人口拡大・定住促進策



～遠野ファンを増やす！～

ちよこっと で・くらす市民

- ・ 情報誌でとっておきの「遠野」情報を提供
- ・ 「観光」を中心とした割引特典で気軽に「遠野」を堪能

→ 潜在的な「遠野ファン」を囲い込む。

のんびり で・くらす市民

- ・ さらに特典として、遠野の「農産物」をプラスし、より遠野を味わえる。

→ 「遠野ファン」として定着させる。

どっぶり で・くらす市民

- ・ さらに特典として、遠野の「食」や「農家民宿体験」をプラスし、より「どっぶり」と遠野を味わえる。

→ 「遠野ファン」より一歩進んだ「遠野ファン」の醸成

で・くらす遠野市民のみなさんへ

この春から、市民制度の特典を充実！
3つの市民タイプをチョイスして
自分なりの「遠野」を感じてください。

ちよこっと

で・くらす市民

年会費 1,000 円

- ・ 一年間有効の「で・くらす遠野市民証」発行
- ・ で・くらす遠野情報誌「Tono Walker」の配布
- ・ 「遠野馬の里」乗馬体験の市民特別割引
- ・ 主要観光施設の市民特別割引
- ・ 宿泊優待券進呈

のんびり

で・くらす市民

年会費 5,000 円

ちよこっとで・くらす遠野市民の特典 **プラス**

- ・ レンタサイクル無料券発行
- ・ 市内提携宿泊施設宿泊割引券発行 *1
- ・ 産直野菜詰合せ「農の匠」年1回お届け *2

*1,*2の特典はどちらか1つをお選びください。

どっぶり

で・くらす市民

年会費 10,000 円

ちよこっとで・くらす遠野市民の特典 **プラス**

- ・ レンタサイクル無料券発行
- ・ 遠野スローフード「食の匠」年1回お届け *3
- ・ 産直野菜詰合せ「農の匠」年2回お届け *4
- ・ 市内提携宿泊施設宿泊無料券発行 *5
- ・ 市内提携農家民宿宿泊無料券発行 *6

*3,*4,*5,*6の特典はどれか1つをお選びください。

*3の「食の匠」は別紙詳細をご参照ください。

上記3つの市民タイプから御自分にピッタリのタイプを選び
添付の払込取扱票に必要事項を記入の上、郵便局にて年会費
をお振込みください。また、ご希望の特典を選択し添付の
ハガキに記入して、ご投函ください。

島根県江津市の取り組み事例

(概要)

移住・交流の受け皿として、「空き家」を有効活用。

- ① NPOとの協働により空き家の数や現状を調査
- ② データベース等で一元管理
- ③ UIターンやお試し暮らし等を希望する都市住民に情報提供
- ④ 所有者との間でマッチングする

→ 「空き家バンク」の仕組みを設ける。

(効果)

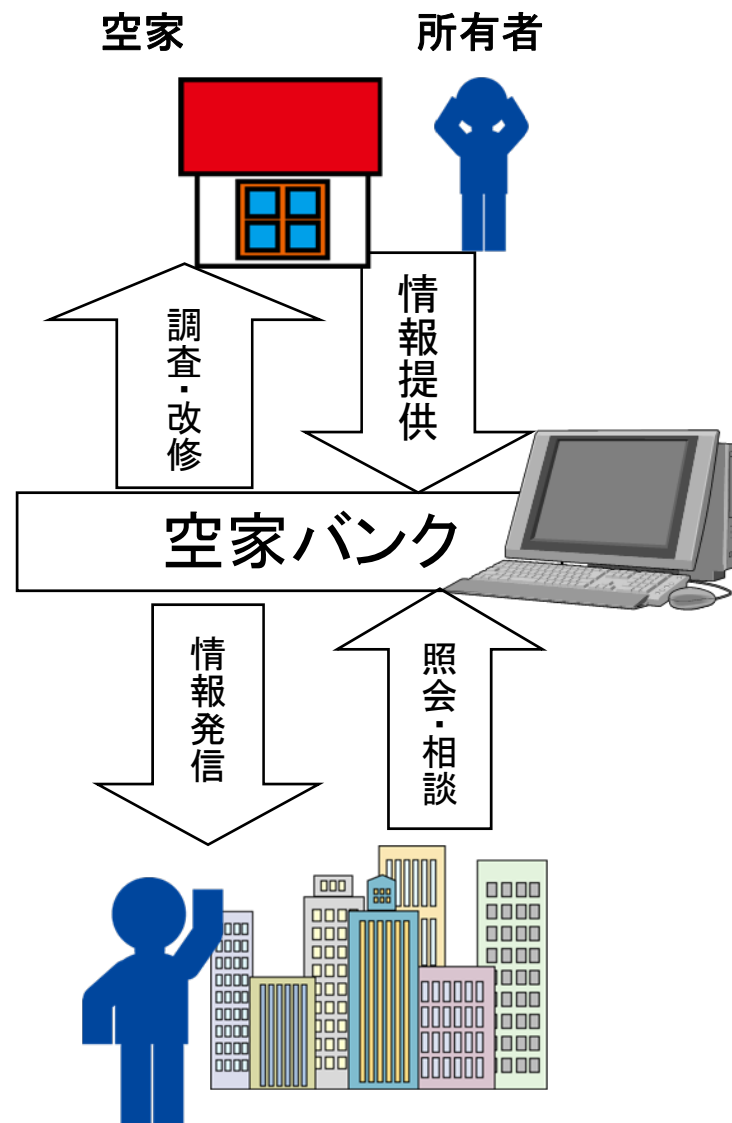
- ・ UIターンによる地域活性化。
- ・ 地方生活を望む都市住民に、安価で住居を提供できる。
- ・ 交流人口・定住人口の増加。
- ・ 景観上、防災・防犯上も有効。

(経費)

事業費 約10百万円

(実績)

- 一般からの問合せの状況
 - 市役所への問合せ ……1~2件/2週
 - NPOへの問合せ ……80件/年
- 平成18年度の実績 空き家の新規登録件数19件
 - 19件中、8件がIターン者とマッチング



定住の促進

(定住促進のための取組が必要)

- 過疎関係市町村で人口が増加した団体の人口増加要因は、宅地分譲、公営住宅等の整備、移住・UIターンによるものが多い。
- 転入者・UIターン者を増やすための施策としては、職業斡旋、不動産情報の提供・斡旋、住宅・宅地の整備、保険・医療・福祉サービス(施設)の整備などの幅広い地域サービスを総合的に確保するとともに、情報発信、相談体制の整備が必要である。

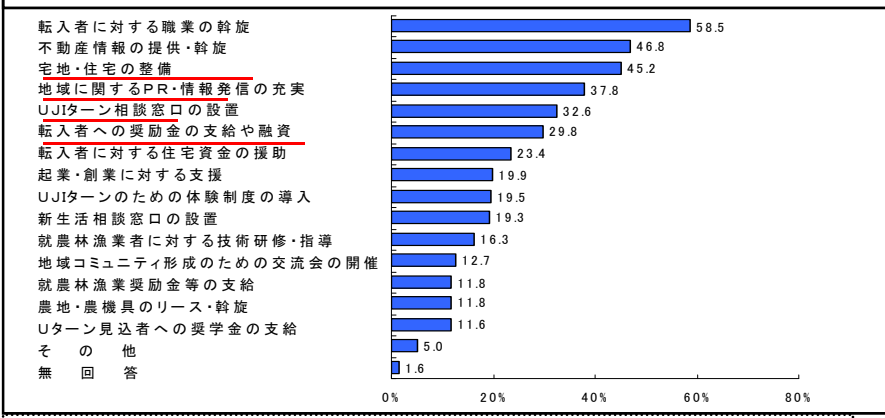
人口が増加した過疎市町村における人口増加要因

(単位: 団体、%)

項 目	H2~H7人口増加 市町村(111団体)	H7~H12人口増加 市町村(89団体)	H12~H17人口増加 市町村(25団体)
1 企業立地、企業誘致等による就業の場の拡大	47 (42.3)	21 (23.9)	1 (4.0)
2 第1次産業従事者の定着、増加	4 (3.6)	6 (6.8)	2 (8.0)
3 地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住	9 (8.1)	15 (17.0)	2 (8.0)
④ <u>4 宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備</u>	70 (63.1)	62 (70.5)	5 (20.0)
5 生活環境整備の充実	22 (19.8)	7 (8.0)	1 (4.0)
6 寿命の伸長等による自然増加	7 (6.3)	3 (3.4)	0 (0.0)
④ <u>7 自然環境等を求めている移住・UIターン</u>	16 (14.4)	9 (10.2)	4 (16.0)
8 交通体系の整備等による近郊都市の通勤圏化、ベッドタウン化	19 (17.1)	10 (11.4)	2 (8.0)
9 学校等公共施設の開設に伴う教職員、学生の居住	9 (8.1)	3 (3.4)	0 (0.0)
10 病院、老人ホーム等の医療・厚生福祉施設の入院・入所者、職	24 (21.6)	22 (25.0)	1 (4.0)
11 公共事業等工事関係者の一時的流入	25 (22.5)	12 (13.6)	3 (12.0)
12 宗教団体の進出	1 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
13 その他	11 (9.9)	20 (22.7)	4 (16.0)

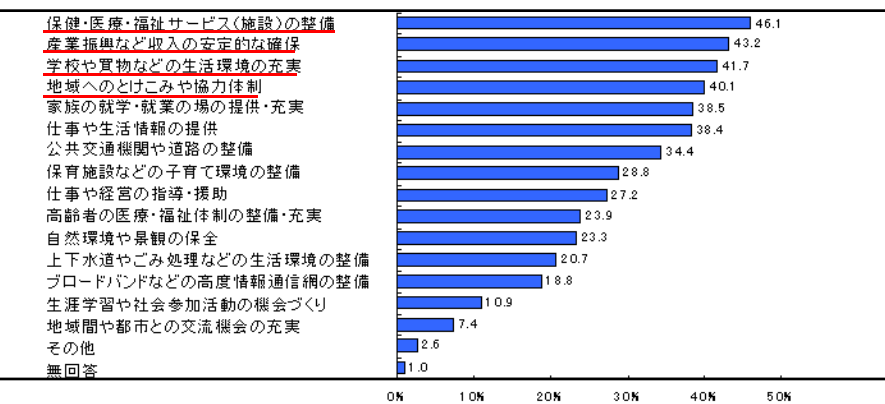
※備考 ①総務省調べ。
 ②H2~H7、H7~H12についての過疎地域は、過疎地域活性化特別措置法に基づく
 ③H12~H17についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく(平成19年4月1日時点)。
 また、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域の人口に基づく。

UIターン者が考える転入者を増やすために望まれている施策



※備考 ①総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」(平成15年度)による。

UIターン者が考える転入者が長く住み続けてもらうために必要な施策



※備考 総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」(平成15年度)による。

都市から地方への移住・交流の促進

平成20年度予算 3.1億円（平成19年度予算2.6億円）

人口減少や高齢化等が進む地域の活性化を図るとともに、田舎暮らしを望む都市住民のニーズに対応するため、空き家活用等によるU・Iターン者対策、集落の活性化、官民連携による移住・交流の受入体制の整備等を推進する。

空き家活用等によるU・Iターン者の受け入れ

【平成20年度予算1.9億円（平成19年度予算1.8億円）】

<背景>

- ・ U・Iターン対策上、既存ストック(空き家)の有効活用が効果的
- ・ 景観上、防災・防犯上も、空き家対策が必要
(空き家の推定戸数(H15):673万戸)

<対応>

- 集落再編整備事業費補助金のうち
定住促進空き家活用事業(平成19年度新規)により支援



○空き家をより活用しやすくするため、さらに制度を拡充

<具体的内容>

- ・空き家戸数要件を5戸以上から3戸以上に緩和
- ・空き家の取得改修のみならず、一定期間借り受けて改修する場合を補助対象に追加

景観上・防災防犯上も問題



放置された空き家



U・Iターン者の受皿として、有効活用
・受入住宅への改修
・空き家バンク(登録紹介事業)等



過疎地域等自立活性化推進事業

【平成20年度予算0.6億円（平成19年度予算0.2億円）】

- ◎ U・Iターン者対策、集落の活性化など過疎地域における喫緊の諸課題に対応するため過疎地域市町村等又は都道府県が実施する事業に対し支援。

<補助対象事業(例)>

- ・空き家を活用したU・Iターン者対策(空き家バンクの運営等)
- ・集落の活性化対策
- ・地域内交通対策 等

都市から地方への移住・交流の促進に関する調査

【平成20年度予算0.6億円（平成19年度予算0.6億円）】

- ◎ 二地域往來型、団塊世代等移住型、子育て世代移住型等の都市住民の移住・交流に係る多様なニーズを踏まえ、以下に掲げる事項について実証実験を行い、移住・交流の受入システムを構築。

- ①都市住民に対する誘客活動の効果的な実施方法
- ②移住・交流の総合的な相談窓口の効果的な運営方法
- ③長期滞在のための生活関連サービスの提供
- ④移住希望者に対する職業紹介・職業マッチングの手法 等

過疎地域集落再編整備事業

○事業の内容

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

② 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。

③ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

④ 定住促進空き家活用事業

地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。

④ 定住促進空き家活用事業について制度拡充

○ 空き家戸数要件を5戸以上から3戸以上に緩和

○ 空き家の取得改修のみならず、一定期間借り受けて改修する場合を補助対象に追加

(2) 事業主体

過疎地域市町村

(3) 補助率

1/2以内

(4) 事業実施期間

2ヶ年度以内

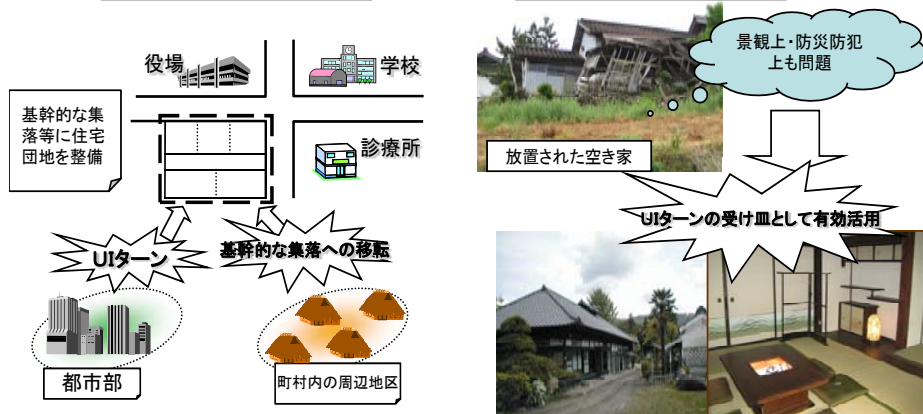
(5) 平成20年度予算

190,703千円（平成19年度当初予算額 178,147千円）

○事業のイメージ図

定住団地の整備

空き家活用事業



(注) 過疎地域自立促進特別措置法

第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、…次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

五 基幹集落の整備…を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること

第四条 国は、…前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

過疎地域等自立活性化推進事業

○趣旨

過疎地域においては、人口減少と少子・高齢化の一層の進行、地域産業の衰退、医師不足、維持が困難な集落の増加といった課題に直面している。このような厳しい現状を踏まえ、空き家活用等によるU・Iターン者対策、集落の活性化、生活のための身近な「足」の確保（地域内交通対策）など、過疎地域において緊急に講ずべき対策に対して支援を行う。

（過疎地域等活性化モデル事業の組替え）

○事業の内容

過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための事業に対する助成

- ① 空き家を活用したU・Iターン者対策
- ② 集落の活性化対策
- ③ 地域内交通対策
- ④ コミュニティビジネスの育成
- ⑤ 交流居住プログラムの実施 等

(1) 事業主体

過疎地域市町村等

(2) 補助率

都道府県（過疎地域を対象に行うものに限る。）

(3) 事業実施期間

1/2以内

(4) 平成20年度予算

単年度

(5) 平成20年度予算

55,125千円（平成19年度当初予算額 15,750千円）

（参考：過疎地域等活性化モデル事業（平成19年度まで））

過疎地域の活性化のための調査、PR事業、特産品開発、人材育成等の事業に要する経費に対して補助を行う。

(1) 事業主体

過疎地域市町村等

(2) 補助率

1/2以内

(3) 事業実施期間

単年度

(注) 過疎地域自立促進特別措置法

第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、…次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

四 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

五 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

第四条 国は、…前条各号に掲げる事項につき、その施策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

過疎地域集落再編整備事業の事業実績

平成17年度

都道府県名	市町村名	種別	整備戸数
北海道	本別町	宅地分譲	12
北海道	上士幌町	宅地分譲	21
長野県	阿南町	宅地分譲	6
鹿児島県	横川町	宅地分譲	32
沖縄県	下地町	宅地分譲	25
北海道	豊浦町	宅地分譲	20
岩手県	浄法寺町	賃貸住宅	12

平成18年度

都道府県名	市町村名	種別	整備戸数
北海道	標津町	宅地分譲	28
広島県	安芸高田市	賃貸住宅	7
熊本県	津奈木町	宅地分譲	61
宮城県	丸森町	宅地分譲	20

平成19年度(予定)

都道府県名	市町村名	種別	整備戸数
北海道	更別村	分譲(賃貸)	19
宮城県	丸森町	宅地分譲	20
島根県	海士町	空家改修	5
島根県	奥出雲町	空家改修	5
岡山県	美咲町	宅地分譲	40※
徳島県	つるぎ町	宅地分譲	7
愛媛県	鬼北町	宅地分譲	24
高知県	奈半利町	宅地分譲	14
鹿児島県	西之表市	賃貸住宅	6

※印は翌年度に事業を繰越したため未確定である。

都市から地方への移住・交流の促進に関する調査

○ 趣旨

都市から地方への移住・交流を促進することにより、人口減少や高齢化等が進む地域の活性化を図るとともに、田舎暮らしを望む都市住民の移住・交流へのニーズに的確に対応する。

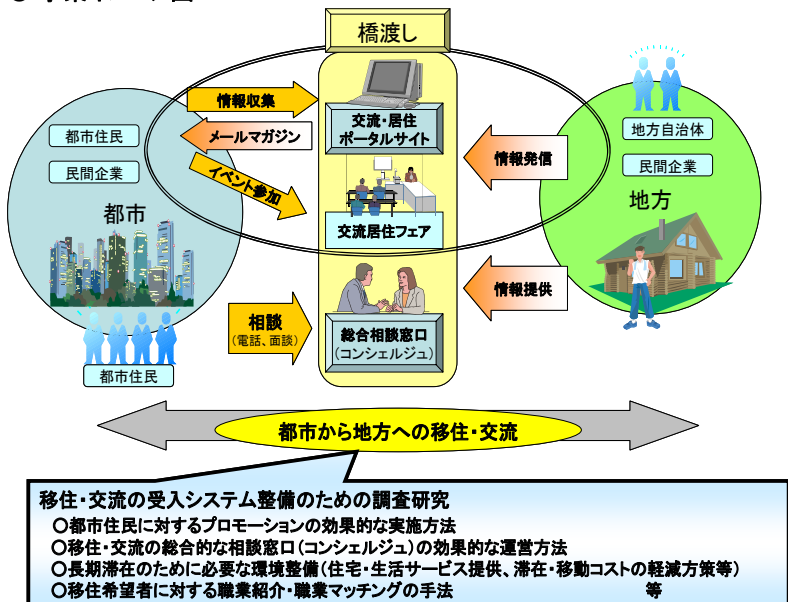
○ 事業内容

二地域往来型、団塊世代等移住型、子育て世代移住型等の都市住民の移住・交流に係る多様なニーズを踏まえ、以下に掲げる事項について実証実験を行い、移住・交流の受入システムを構築する。

- ① 都市住民に対する誘客活動の効果的な実施方法
- ② 移住・交流の総合的な相談窓口(コンシェルジュ)の効果的な運営方法
- ③ 長期滞在のために必要な環境整備の方策(住宅や各種生活サービスの提供、滞在・移動コストの軽減方策等)
- ④ 移住希望者に対する職業紹介・職業マッチングの手法 等

○平成20年度予算 61,300千円(平成19年度当初予算 61,300千円)

○ 事業イメージ図



平成19年度調査結果(各地域モニターツアーの概要)

各地域(類型)項目	北海道(団塊世代等移住型)	青森(長期滞在型)	茨城(二地域往来型)	高根(子育て世代等移住型)
特徴	○(株)北海道コンシェルジュによる長期滞在(2週間～1か月)に係る多様な生活サービスの情報提供・手配	○長期滞在型(1週間、2週間及び4週間)プログラムの提供 ○長期滞在に合わせた生活用品リースの提供	○二地域往来頻度の向上のため、二地域往来者に対する「いばらきさとやまポイント」の提供 ○二地域往来者の確保や往来頻度の向上のため、JR東日本の会員組織「大人の休日倶楽部」の活用	○モニター参加者の希望や職業能力に応じた職業体験プログラムの提供 ○地域社会に参加する子育て支援プログラムの提供
対象者	主として都市部の団塊世代	主として都市部の団塊世代	都市部の二地域往来生活の希望者及び実践者	都市部の子育て世代及び団塊世代
受入地域	主として函館圏域 ※道内全域も対応	5市3町(弘前市、八戸市、黒石市、十和田市、むつ市、鱒ヶ沢町、七戸町、南部町)	県北部のグリーンふるさと圏域(5市2町:日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、城里町、大子町)	県内全域 ※職業体験プログラムは主に松江市周辺
実施期間	8月31日～1月31日 までの約5か月間	10月1日～11月30日 までの2か月間	9月1日～1月31日 までの5か月間 ※体験バスツアー(1泊2日)を9～10月に計4回実施	9月、10月、12月、1月 の計4か月 ※11月は除く
参加者数	20人(15組)	26人(11組)	64人(39組)	31人(12組)

地域間交流施設整備事業

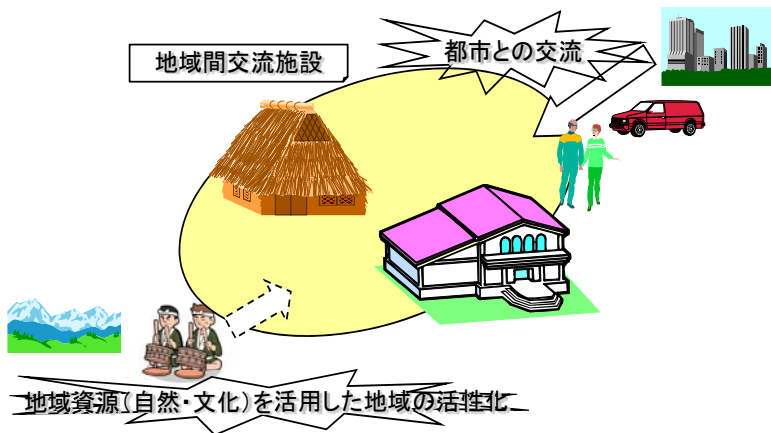
○事業の内容

地域資源を有効活用し地域間交流を促進するため、宿泊施設、スポーツレクリエーション施設、健康増進回復施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。(伝統的家屋、廃校舎等地域の遊休施設の有効活用を原則とし、新設は、遊休活用等が不可能である場合に限る。)

なお、補助事業によって整備される施設の活用計画(周辺市町村等との連携体制の確立状況や交流事業の実施プランなど)等を採択の要件に加えるなど、ハード整備とともにソフト的な観点からも事業の充実を図り、より個性と工夫に満ちた過疎地域市町村の取組に対して支援を行う。

- (1) 事業主体 過疎地域市町村等
- (2) 補助率 1/3以内
- (3) 業実施期間 2ヶ年度以内
- (3) 平成20年度予算 305,892千円 (平成19年度当初予算額 377,892千円)

○事業のイメージ図



(注) 過疎地域自立促進特別措置法

第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、…次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

二 …過疎地域における…地域間交流を促進すること。

第四条 国は、…前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

地域間交流施設整備事業 遊休施設の活用事例

活用事例 1



○島根県柿木村(現 吉賀町)

廃校舎を利用し、有機農業などの援農・森林ボランティア、または環境教育をベースにした都市部からの体験学習受け入れのための宿泊施設を整備

活用事例 2



○新潟県西山町

廃工場を滞在型交流施設の一部として改修し、陶芸・木工体験等体験プログラム施設として活用

交流居住サポート事業（ポータルサイトの運営）

交流居住を求める都市住民に対して、交流居住に関する情報（それぞれの地方自治体における生活関連情報や滞在施設、体験プログラムなどの情報、田舎暮らしのノウハウ）を提供することにより、都市住民の新たなライフスタイルに対応するとともに過疎地域等の活性化を図ることを目的として、「交流居住ポータルサイト」（平成18年7月）を開設。

「交流居住のススメ ～全国田舎暮らしガイド～」

- ・【URL】<http://kouryu-kyoju.net/index.php>
- ・参加団体数：開設当初350団体 → **522団体・3606件のプログラム** 総アクセス数：約134万件（平成20年1月31日現在）

「交流居住への玄関口としての情報」のコンテンツ

「地域情報（自治体ページ）」を交流居住のタイプ別、地域、キーワードで検索する機能の他、総務省が実施するイベント等のお知らせ、参加自治体が提供するイベント情報のカレンダー、実践者からの体験レポート等を提供。



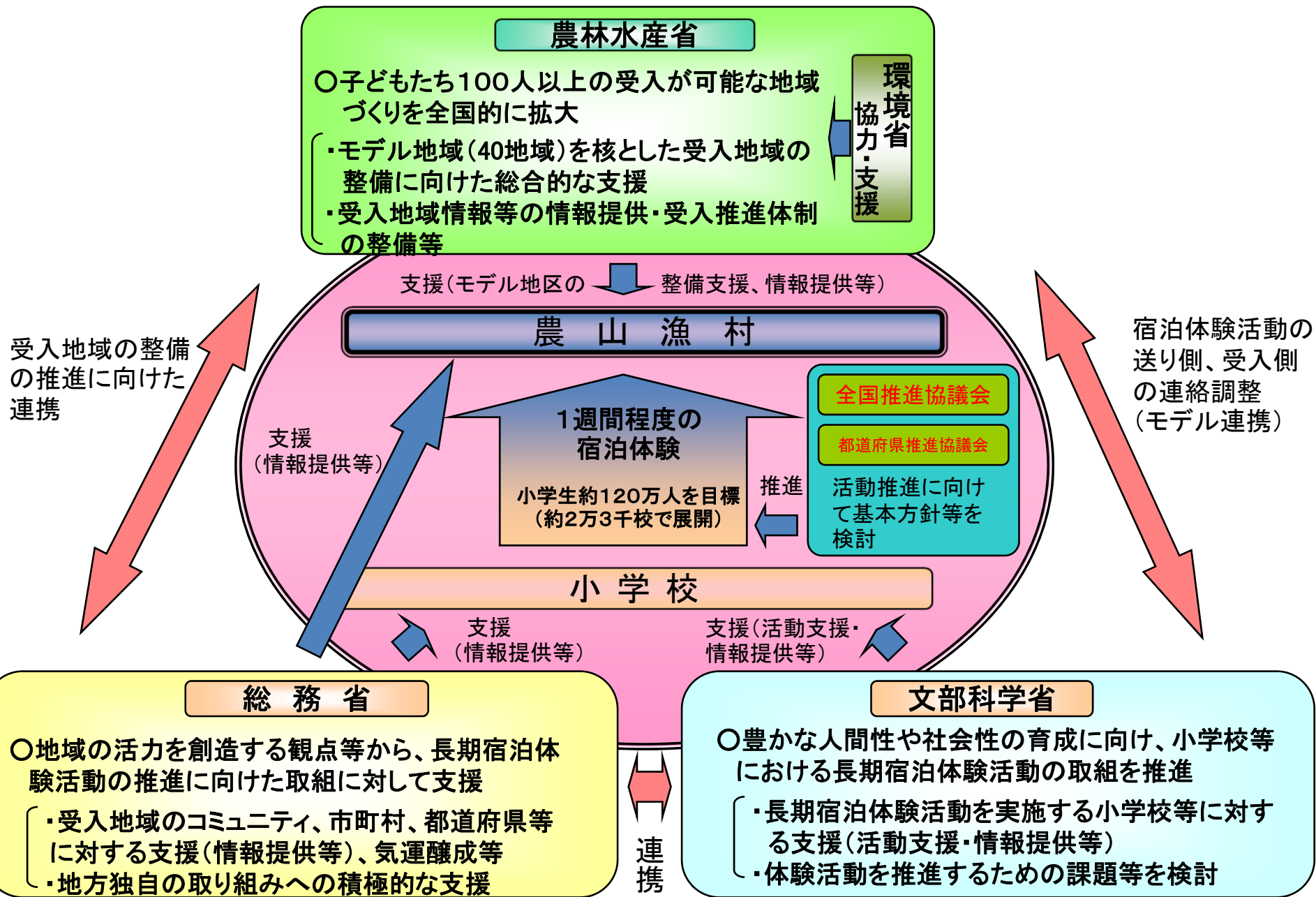
「地域情報（自治体ページ）」のコンテンツ

地域の魅力・特色、自然条件・交通等の基本的な地域情報の他、滞在プログラム、地域発ブログ、実践者の体験談等の交流居住情報、相談窓口の連絡先等を提供。

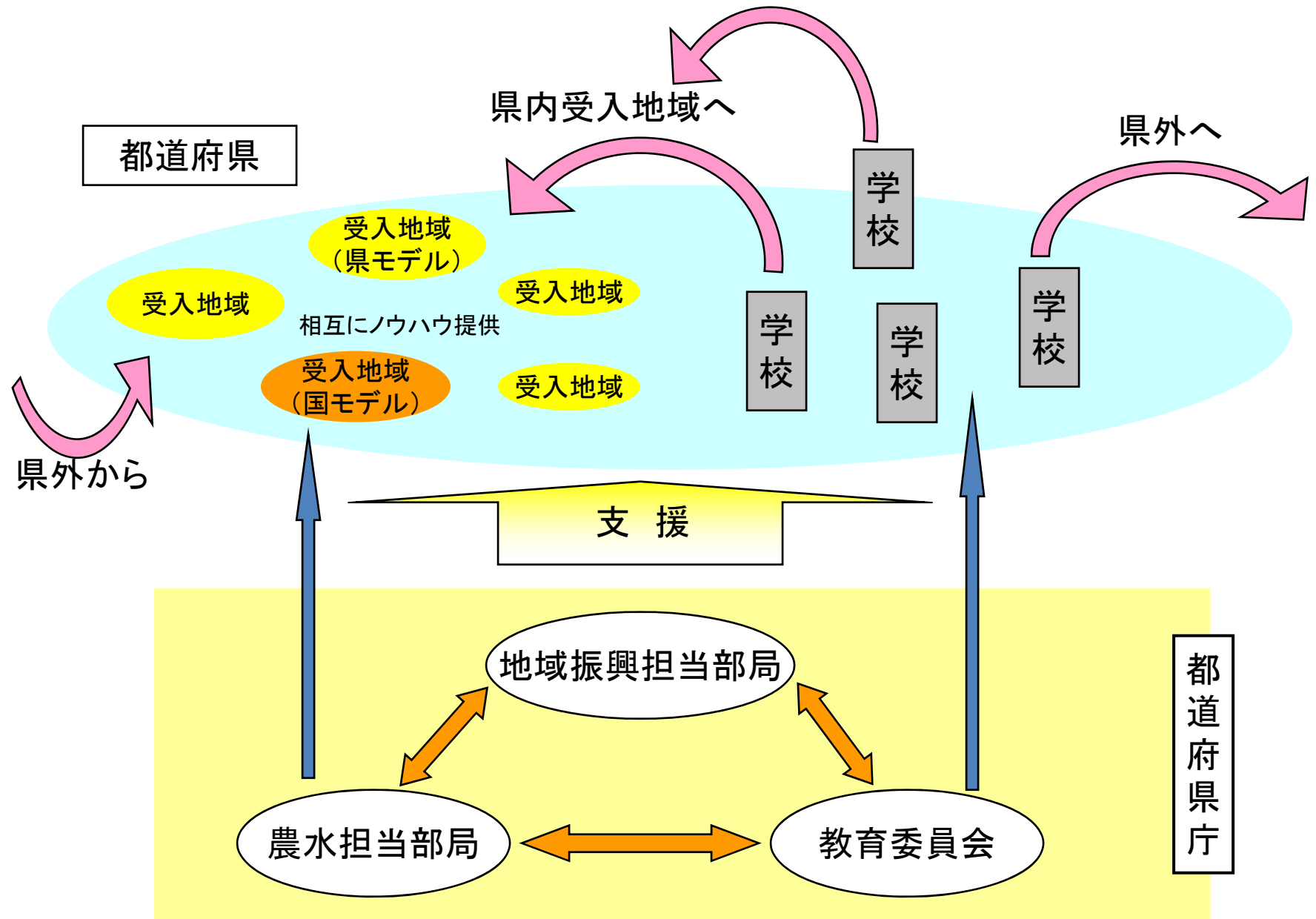


子ども農山漁村交流プロジェクト

～120万人・自然の中での体験活動の推進～



「子ども農山漁村交流プロジェクト」の都道府県における展開イメージの一例



総務省事業： 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進事業(0.2億円)等

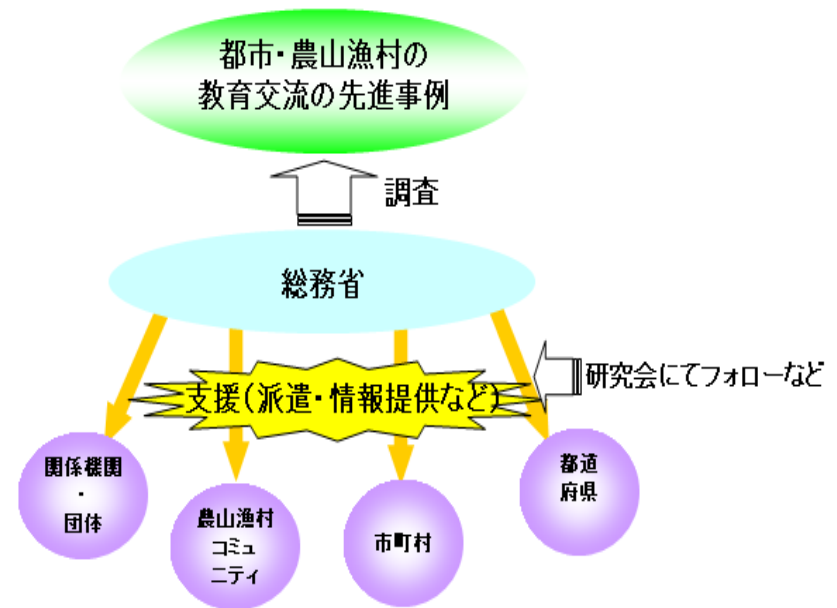
1. 事業の概要

都市と農山漁村の間の連携を促進する優れたシステムなどについて、地方セミナーなどを通じて、全国的に情報提供などの支援を行うとともに、教育交流の気運醸成を図る。

第1回は、5月9日に、兵庫県(神戸市)にて。以後、全国各地において、順次開催の予定。

2. その他

市町村関係者等に対する研修も実施予定。



■ 先進事例

○武蔵野市

全12小学校の小学5年生を対象にセカンドスクールを実施。

(期間) 6泊7日～9泊10日

※ 行き先は、長野県飯山市、山形県飽海郡遊佐町など

※ 他にも全6中学校の中学1年生を対象に4泊5日、全12小学校の小学4年生を対象に2泊3日の同様の取組を行っている。

○兵庫県

全814校の小学校5年生を対象に自然学校推進事業を実施。

(期間) 5泊6日

※ 宿泊はすべて県内の宿泊施設や民宿など。

○千葉市

全122小学校中25校程度で、小学6年生を対象に農山村留学を実施。

(期間) 4泊5日(農家民泊2泊、青少年教育施設等2泊)

※ 行き先は長野県。

※ 残りの学校は県内宿泊施設で3泊4日で実施。